

◇===== [ 第76号 ] =====◇  
唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報 2024年11月1日

◇=====◇  
石破茂内閣が博打に打って出た2024年総選挙が終わりました。もしかすると歴代内閣最短記録を更新するかもしれません。  
今月は先に行われた総選挙の結果について分析していきたいと思います。

☆===== [ 時事解説 ] =====☆  
選挙告示後の10月17日、当研究所は、「唯契」特別号外を発行して、選挙結果を次のように予測しました。

選挙の主要争点を裏金問題だけに絞り込むことに自民党はじめとする保守系政党が総力をあげ、マスコミも追従する中では、国民の関心も薄れることになるでしょう。

この流れを変えられないということを前提にすると、(1)投票率は横ばいか低下する、(2)自民党は議席を減らすものの過半数を維持する、(3)共産党や社民党は議席をкаろうじて維持できるか後退する、(4)議席を増やすのは立憲民主党か維新の会ということにならざるを得ないと思われます。

自民党が過半数を確保できなかったことは予想外でしたが、これは選挙中に「しんぶん赤旗」がすっぱ抜いた、自民党非公認候補に2000万円の活動資金が支給されたというスクープ記事が大きな影響を与えたということなのでしょう。裏金問題が自公連立政権の目論んでいた範囲に収まらず、拡大しすぎたという点が、彼らにとっては誤算だったのでしょう。

それ以外の結果については、概ね予想の域内です。議席を増やしたのが維新の会ではなく国民民主党だったことについては、大した違いではないと考えます。維新の会の「改革者ポーズ」が飽きられて、国民民主のポーズが好まれた、くらいの問題かもしれません。政策的な立場については両者にさほど大きな違いがあるわけではありません。

さて今回の総選挙で最も注視すべきことは、投票率の低下です。今回の投票率は53.84%で、前回のそれ55.92%と比べると、2.08%の減少となりました<sup>1</sup>。100人に2人強の国民が、新たに政治に失望したということになります。

実に有権者の半数近くが、選挙に参加していないわけです。この責任は、政治的な立場の如何にかかわらず、すべて既存政党にあります。例えあまたの政党の中の一党だけでも、国民の真の願いに応える方針を示していたならば、このような事態は起こらない。換言すれば、国民・有権者の半数近くが真に求めている方針をどの政党も提起していない、ということです。

---

<sup>1</sup> 総務省。 <https://www.soumu.go.jp/senkyo/50syusokuhou/index.html>

では国民・有権者の求める真の方針とは何か。それは社会を変える、世の中の仕組みを変えるということに他なりません。こういって、日本の革命を目指している共産党はどうかという疑問を持たれる方もあるかもしれませんが、残念ながら共産党も現状では資本主義の枠内での民主的改革しか訴えていません。そのような中途半端な改革など、もはや国民の要求に応えられるものではなく、その事実を目を背けてはならないと思います。

今回の選挙での各党の動きをみると、どうすれば政権を獲れるか、そのことだけに汲々としているかの如くに思われます。そしてそのような姿勢こそが、有権者の半数近くを投票行動から遠ざけてしまった最大の要因ではなかったでしょうか。

多くの国民・有権者にとっての切実な願いは、今すぐ自分たちの生活を、未来を、何とかしてほしいということに他ならないのです。その道筋を単純明確に示すことこそが求められていたにもかかわらず、政治の改革しか訴えられない。その姿勢はもはや歴史的な犯罪に近いとも言えます。自民党を過半数割れに追いやった最大の功労者ともいえる共産党が、議席を後退させるに至ったのもやむなしといえるでしょう。

劇的に、迅速に、社会の仕組みを変え、すべての人々の生存保障を義務として引き受ける国家の樹立を目指す。いま求められるのはそのような政治勢力に他なりません。

☆=====☆

●====[ 再論 唯物論的社会契約論 下書き ]=====●

前回は科学的な法律の定義を行いました。再掲します。

「法とは、生物種としての人類の生存戦略から必然的に要請される社会の共通規範である」

この定義は、人類を一つの生物種としてとらえることを前提としています。生物であるということはすなわち、その存在目的は「より安定した製の再生産を行う」ことにあるわけですから、その目的に反する行為が禁止される。これがまず基本中の基本です。さらに生物種としての特性、つまり人類にとっての生存戦略(人類を人類たらしめているもの)が協力・共同であることから、これを阻害する行為も禁止されるわけです。

そしてこれら二つの項目が人類社会に共通の規範として要請するということですから、これに即した法律が制定されなくてはならず、これに背く取り決めは、無効とされることとなります。

今回はこの法律の定義が実際の社会にはどのように適応されることになるのかについてみていくことにしましょう。

この定義に従えば、法律とは人々が勝手に決められるものではないというこ

とになります。どのような国においても、つまり民主的な国であろうと、独裁的な国家であろうと、法とは勝手気ままに制定できるようなものではないということになります。仮に最高議決機関において決定したとしても、この法律の定義に合致しなければ、法としての有効性は認められません。

それは、これまで人類が求めてやまなかった、独立した主権国家をも規制することのできる法を、人類がようやく手にすることができることを意味します。人間の恣意によらない、人間存在そのものに起因するものですから、絶対的な権威を有するのです。

今日の問題に引き付けて言うと、例えば北朝鮮が韓国を敵対国家として位置づけたこと、イスラエルがパレスチナ人を抑圧する政策を制度化すること、ロシアが体制に批判的なジャーナリズムを「外国の代理人」として不当に抑圧する制度を有すること、中国がウイグル族を弾圧し、香港の民衆を弾圧することなどなど、内政干渉という名目で他国の介入を拒否してきましたが、今後はそうはいきません。そのような法は「法の定義」に外れるからです。

戦争も遂行できません。戦争を可能とする法は「法の定義」に外れるからです。

為政者も法の定義に基づいた立法行為が求められることになります。すべての政府は、国民のより安定した生の再生産を保障する制度の確立やその運用を支える立法行為を求められるようになります。立法者に求められるのは、社会的な立場の異なる人々の間に生ずる利害調整を行うことです。つまり、法の実践段階において、初めて人と人との間の約束事としての下位法規が派生する、これが法規成立の機序です。

つまり、人類の生物的本質に基づいて存在する「法」、その方に基づいてそれぞれの社会(国家)において、社会運営の具体的手立てとして人びとの協議によって成立する「法律」、さらにその下で具体化される「法規」という重層的な構造が「法体系」ということになります。

このような法の理解が敷衍してこそ、人類は「法の支配」を享受することができるのです。

●=====●

◆===== [コラム] =====◆

北朝鮮軍がウクライナ侵略を続けるロシアを支援するために、兵士をロシア西部に派遣するという報道がありました<sup>2</sup>。

---

<sup>2</sup> ウクライナのゼレンスキー大統領は 17 日、約 1 万人の北朝鮮兵が我々への攻撃準備をしていると承知していると明らかにしました。情報機関から得た情報だとしています。さらに、すでに北朝鮮の将校がロシアが占領するウクライナ領内にいると指摘しました。ゼレンスキー大統領は 17 日に出席した EU＝ヨーロッパ連合の首脳会議でこの情報について説明し、アメリカにも伝えたと話しました。(テレ東 BIZ 11月18日付)

[https://txbiz.tv-tokyo.co.jp/txn/news\\_txn/post\\_305549](https://txbiz.tv-tokyo.co.jp/txn/news_txn/post_305549)

これはロシアの不当な侵略行為を助長し、不正義の戦争を長期化させ、さらなる人的犠牲を産むという点で許されざる暴挙です。当研究所は、北朝鮮政府を糾弾するものです。

が、このコラムで問題にしたいのはそれとは別の角度から見た問題です。

北朝鮮が不当な派兵を行えた根拠は何か。ロシアと北朝鮮が6月19日の首脳会談で締結した「包括的戦略パートナーシップ条約」について、NRIのコラムにおいて、木内登英氏が次のように解説されています（6月24日付）<sup>3</sup>。

この条約の4条では、相互の軍事支援が定められている。集団的自衛権を認める国連憲章と、自国の法律に従って、ロシア、北朝鮮の「いずれか一方が武力侵攻を受けて戦争状態におかれた場合、（もう一方の国が）、遅滞なく、保有するすべての手段を用いて軍事その他あらゆる援助をする」と規定している。両国は軍事的な協力関係を強化したのである。

北朝鮮はこの条約の規定に基づいて他国の戦争に参加できたのです。これは他人ごとではありません。日本も同じように他国の戦争に関与することになりかねないからです。その危険性の発生源は「安保法制」です。

安保法制を成立させた当事者の一人、北岡真一は東洋経済 ONLINE において、嬉々として次のように述べました。少し長いですが、犯罪者の自白として読んでみてください。

まず、安保法制懇は、第1次安倍内閣において活動していた懇談会（2007年5月設立）を、ほぼ同一のメンバーで再度立ち上げた。座長は柳井俊二国際海洋裁判所判事が、座長代理は私が務めた。

その提言は、日本国憲法9条2項は必要最小限度の自衛力までも禁止はしていないという1954年解釈と、これを支持した1959年最高裁判所の判決に基づき、現代においては集団的自衛権の部分的行使は必要最小限度のうちに入ると考えるべきであって、集団的自衛権行使を不可とした1972年法制局解釈を修正すべきだとした。

それ以外に9条1項の「武力の行使による国際紛争解決の禁止」は、日本を当事者にする国際紛争に関するものであって、日本が当事者でないPKOなどにおいて、武力の行使ならぬ「武器の使用」まで禁止されているという従前の解釈は国際常識に反するとして、改めるように提言した。

#### ■2015年安保法制の成立と海外の反応

これに対し政府は、日本周辺における米軍などとの共同活動について、集団的自衛権の行使は可能と判断したが、憲法9条1項に関する懇談会の提言については受け入れず、これを7月の閣議決定とした。

これを盛り込んだ法律は2015年に提出され、異例の長い審議を経て、成立した。

---

<sup>3</sup> <https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/lst/2024/fis/kiuchi/0625>

日本の憲法学者の多くは反対し、国会審議に際しては、多くのデモが国会を取り囲んだ。

しかし、日本の憲法学者の多数派の議論はきわめて特異なものであることには留意が必要である。そもそも憲法は国家の運用のルールであり、国家が国際競争の中で活動することを前提としているのにもかかわらず、日本の憲法学者は国際法や国際政治にほとんど関心を持たず、ただ成文憲法に合致しているかどうかだけを判断するのである。

2015 年安保法制の成立は、海外の多くの国々によって歓迎された。かつて日本が安全保障政策を強化すると、野党やメディアの一部はこれに反対し、アジア諸国は不安を覚えると言うことが普通だった。しかし、今回は、中国、韓国、北朝鮮からも強い反対はなく、東南アジア諸国は安保法制の成立を歓迎した。彼らは中国の脅威にさらされているのであって、当然の反応だった。<sup>4</sup>

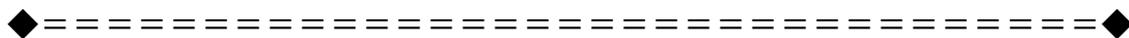
つまり他国のために武力行使ができるような道を切り開いたのだと、自慢しているわけです。これを常識的に批判した報道の一つを例示しておきましょう。

これまでは、日本がほかの国から攻撃を受けたときに武力で反撃する「個別的自衛権」は、憲法で認められているとしていた。ただ日本と仲のいい国がほかの国から攻撃を受けたときに、日本も戦争に参加する「集団的自衛権」は認めてこなかった。

だが安倍内閣は昨年 7 月、これまでの考え方を变えて、集団的自衛権を使うことも憲法上認められると決めた。日本が直接攻撃を受けていなくても、「国の存立が脅かされる」などの明白な危険がある場合に、日本も戦争に加わることができるようにした。<sup>5</sup>

北朝鮮のロシアに対する立ち位置は、まさに今日の日本のアメリカに対する立ち位置と変わらないのです。

武力による平和維持など、現実問題としてありえないことですし、ましてや軍事同盟など、火のないところに火を呼び込むような危ういものでしかありえません。北朝鮮のロシア派兵は今日の日本の安保法制の危うさを顧みるうえで、典型的な他山の石といえるでしょう。



#### 【活動報告】

特にありません。

次回は12月1日に発行の予定です。

<sup>4</sup> <https://toyokeizai.net/articles/-/413415>

<sup>5</sup> 朝日中高生新聞（2015年5月10日付）

<https://www.asagaku.com/chugaku/newswatcher/3335.html>